

長瀨町 国土強靱化地域計画

【概要版】



令和4年3月

長瀨町

1 計画の策定にあたって

(1) 計画の趣旨

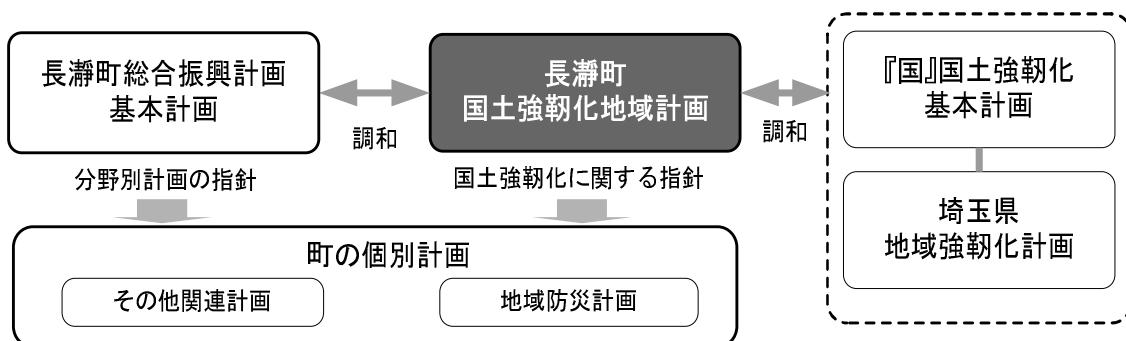
◆この計画は、自然災害等のリスクから町民の生命・財産を守るとともに、被害の軽減及び迅速な復旧・復興に取り組めるよう、本町の国土強靱化に関する取り組みを着実に推進するために策定するものです。

- ① 住民の生命を最大限守ること
- ② 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- ③ 住民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- ④ 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

(2) 計画の位置づけ

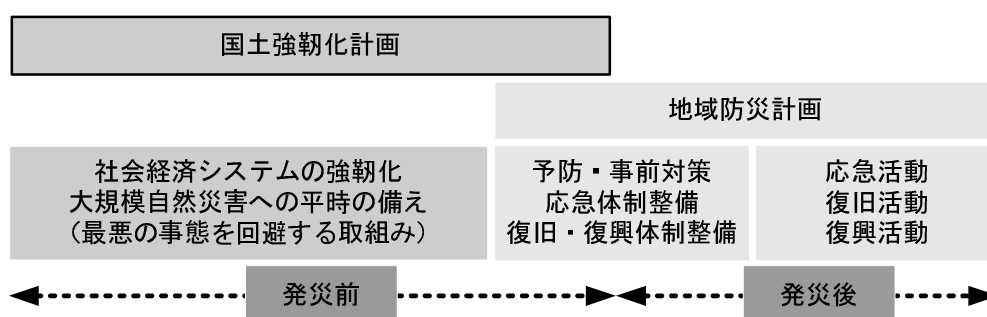
- ◆国土強靱化基本法第13条の規定に基づく「国土強靱化地域計画」です。
- ◆国の基本計画及び県地域計画、町の総合振興計画や地域防災計画、その他関連計画と調和を図り策定するものです。

■計画の位置づけ



- ◆「国土強靱化地域計画」は、平常時における総合的な施策を通じて、最悪の事態を回避できるよう、事前に備えるため策定するものです。
- ◆「地域防災計画」は、災害発生後、いち早く復旧復興を果たすことを目標として、予防・事前対策、災害発生時の応急対策、速やかな生活再建（復旧・復興対策）に取り組むものです。
- ◆両者は、互いに密接な関係を持ちつつ、連携して推進するものです。

■国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係イメージ



(3) 計画期間

- ◆令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。



2 想定するリスクと事前に備えるべき目標

長瀬町においては、以下の8つの「事前に備えるべき目標（行動目標）」と25の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

■長瀬町における「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

事前に備える目標 (行動目標)	【起きてはならない最悪の事態】	
1 被害の発生抑制により人命を保護する	1-1)	地震による建築物等の倒壊や火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-2)	浸水・大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-3)	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-4)	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1)	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
	2-2)	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
	2-3)	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1)	沿線建築物などの倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
	3-2)	旅客及び物資の輸送が長期間停止する事態
	3-3)	孤立集落が発生する事態
	3-4)	情報通信が輻輳・途絶し、誤った情報が拡散する事態
4 必要不可欠な行政機能を確保する	4-1)	町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-1)	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	5-2)	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	5-3)	取水停止等により、給水停止が長期化する事態
	5-4)	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
	5-5)	避難所等の生活環境が悪化する事態
6 経済活動の機能を維持する	6-1)	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7 二次災害を発生させない	7-1)	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
	7-2)	防災インフラ等の損壊・機能不全により二次災害が発生する事態
	7-3)	危険物・有害物質等が流出する事態
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1)	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
	8-2)	町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3)	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
	8-4)	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

※太字は、重点化する12の「起きてはならない最悪の事態」

リスクの発生回避に向けたポイント

長瀬町における脆弱性の評価を踏まえたポイントは以下のとおりです。

■被害の発生抑制により人命を保護する

- ・住宅・建築物等の耐震化や不燃化を促進する。
- ・公共施設の老朽化対策や緊急避難路の確保、大雨による浸水対策など行い、人命保護、社会機能維持、財産・施設被害の最小化に努める。
- ・地域の自主防災組織や消防団と連携して地域防災力の強化に努める。

■救助・救急・医療活動により人命を保護する

- ・秩父郡市医師会等と災害時の医療体制の確保・充実に努める。
- ・大雪時等に集落が孤立しないよう除雪対策や、観光客等の帰宅困難者の救助活動等に取り組む。
- ・他自治体や防災関係機関と連携及び協力体制を確保する。

■交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

- ・道路施設等の老朽化対策を推進し、交通ネットワークを確保する。
- ・山間部の孤立する危険性のある集落等との通信手段が途絶しないよう情報通信機能を確保に取り組む。

■必要不可欠な行政機能を確保する

- ・平常時から、秩父地域の市町村が相互の役割を分担・協力して連携強化に努める。
- ・大規模災害時には、業務継続に必要な庁内体制を構築し、広域による支援・受援も含め、行政機能の確保が図れるよう努める。

■生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

- ・災害時における電力・ガス等のエネルギーの供給体制や上下水道機能の維持管理。
- ・食料及び生活必需品などの物資の供給が滞らないよう、必要なライフラインを確保。

■経済活動の機能を維持する

- ・財産・施設の被害を最小化する観点から、農業・産業機能を確保し、経済活動の機能維持に努める。

■二次災害を発生させない

- ・災害時の有害物質の拡散・流出防止の徹底に努める。
- ・被災建築物危険応急危険度判定士等の養成など災害対応に大幅な機能不全を起こさないよう取り組む。

■大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

- ・各種施設の耐震化・機能確保に取り組む中で被害の最小化に努める。
- ・災害時の復旧・復興に資する人員体制を確保し、大規模自然災害被災後の迅速な再建・回復ができるよう備える。



3 施策分野ごとの推進方策

次の10の「施策分野（8つの個別施策分野と、2つの横断的分野）」の推進方策に基づき、事業を推進していきます。

個別施策分野	1 行政機能		
	【主に関係する課】総務課、企画財政課、町民課、健康福祉課、産業観光課、建設課、教育委員会		
【推進方針】		対応するリスクシナリオ	
■災害時の活動拠点となる施設等の耐震化の推進	再掲：老朽化対策	1-1)、4-1)、8-2)	
■公共施設の計画的な老朽化対策の推進	再掲：老朽化対策	1-1)、8-2)	
■避難所の指定、設備整備の促進		1-1)	
■地域防災力の強化	再掲：地域づくり・リスクコミュニケーション	1-1)、1-2)、1-4)、2-1)、3-3)、5-5)、7-1)、8-4)	
■土砂災害に対する警戒避難体制の整備		1-2)、7-2)	
■災害危険箇所に立地する公共施設等の安全対策	再掲：保健医療・福祉	1-2)、1-4)、5-5)	
■防災活動拠点等の維持、強化	再掲：保健医療・福祉	1-4)、3-4)	
■相互応援・協力体制の強化		2-1)、3-1)、3-3)、4-1)、5-1)、7-1)、8-4)	
■業務継続に必要な体制の整備	再掲：情報通信	4-1)	
■関係市町村との連携強化		4-1)	
■物資の供給体制の確保		5-1)	
■燃料の備蓄、確保		5-1)	
目標指標（重要業績評価指標）	現状値	目標値	担当課
消防団員数	(R2) 100人	(R8) 110人	総務課
防災訓練の実施	(R2) 0回/年	(R8) 1回/年	総務課
車中避難用一時避難場所の確保	(R2) 0か所	(R8) 2か所	総務課

役場庁舎を始めとする災害時に拠点となる施設の被災や、情報通信の輻輳・途絶によって重要な災害情報が住民に届かず避難開始が遅れ、多くの要救助者・行方不明者が発生する事態に備えるものです。また、町職員に死傷者が発生し業務を継続できず、行政機能が著しく低下するなどのリスクに備えるものです。

個別施策分野	2 住宅・都市/住環境		
	【主に関係する課】総務課、企画財政課、町民課、健康福祉課、産業観光課、建設課、教育委員会		
【推進方針】		対応する リスクシナリオ	
■住宅・建築物等の耐震化や不燃化の促進		1-1)、3-1)、8-1)、8-3)	
■緊急輸送道路、避難路の確保		1-1)、8-2)	
■住宅の安全確保の推進		1-1)、7-1)、8-1)、8-3)	
■治水対策の推進		1-2)、7-2)	
■浸水対策の推進 再掲：地域づくり・リスクコミュニケーション		1-2)、8-2)、8-3)	
■除雪対策の推進 再掲：交通・道路		2-1)、3-1)	
■観光施設等の維持管理の推進		3-1)	
■防火水槽の適正管理		7-1)	
■有害物質の拡散・流出防止対策の推進		7-3)	
■災害廃棄物処理体制の確保		8-1)	
目標指標（重要業績評価指標）	現状値	目標値	担当課
地域振興対策事業	(R2) 6件/年	(R8) 6件/年	総務課

地震の発生により、民家や飲食店、商店のほか、宿泊施設や福祉施設の建物が耐震不足で倒壊・損壊し、建築物の倒壊や火災によって建物等の下敷きになり多くの死者・負傷者が発生する事態に備えるものです。さらに、大雨による浸水や大規模な土砂災害により、家屋等が浸水又は流失し、多数の死者・負傷者が発生するなどのリスクに備えるものです。

個別施策分野		3 保健医療・福祉 【主に関係する課】総務課、健康福祉課	
【推進方針】		対応する リスクシナリオ	
■避難行動要支援者等への支援 再掲：地域づくり・リスクコミュニケーション		1-1)、1-2)、1-4)、 2-1)、3-4)	
■災害危険箇所等に立地する公共施設等の安全対策 再掲：行政機能		1-2)、1-4)、5-5)	
■防災活動拠点等の維持、強化 再掲：行政機能		1-4)、3-4)	
■救急医療体制の充実・強化		2-2)	
■災害時医療体制の確保		2-2)	
■民間事業所等との連携強化		2-2)	
■疫病・感染症等の発生予防		2-3)、5-5)	
■配慮が必要な方の福祉避難所の確保		5-5)	
目標指標（重要業績評価指標）	現状値	目標値	担当課
福祉避難所との協定締結数	(R2) 0施設	(R8) 2施設	総務課
ボランティア登録者数（個人）	(R2) 16人 (災害時ボラン ティア10人、 その他6人)	(R8) 25人 (災害時ボラン ティア15人、 その他10人)	健康福祉課

避難開始の遅れ等により多くの要救助者・行方不明者が発生し、救助・捜索活動が難航または遅延する事態や、町内の医療機関が被災等によって患者に十分な医療が提供できなくなる事態に備えるものです。さらに、医療機関の人材が確保できず対応が困難になるなどのリスクに備えるものです。

個別施策分野	4 産業/エネルギー 【主に関係する課】総務課、企画財政課、産業観光課		
	【推進方針】		対応する リスクシナリオ
■電力・ガス等のエネルギー供給体制の確保		5-2)	
■大規模停電発生時の復旧対応の促進		5-2)	
■企業の事業継続体制の強化		6-1)、8-2)	
■建設産業への労働者の確保 再掲：地域づくり・リスクコミュニケーション		8-4)	
目標指標（重要業績評価指標）	現状値	目標値	担当課
優遇措置を利用した新規事業者数 （累計）	(R2) 2件	(R8) 3件	産業観光課

災害により、発電所・送配電設備が被害を受け、発電・送配電が停止して、多くの施設・家屋が停電したり、災害によるガスの遮断、LPガスを供給する施設等が被害を受け、ガスの供給ができなくなるなどのリスクに備えるものです。

個別施策分野	5 情報通信 【主に関係する課】総務課、企画財政課		
	【推進方針】		対応する リスクシナリオ
■情報伝達体制の強化		1-4)、2-1)、3-4)	
■孤立危険性のある集落との通信手段の確保 再掲：地域づくり・リスクコミュニケーション		3-3)	
■業務継続に必要な体制の整備 再掲：行政機能		4-1)	
目標指標（重要業績評価指標）	現状値	目標値	担当課
防災行政無線蓄電池交換数	(R2) 0か所	(R8) 27か所	総務課

災害による停電や通信需要の増加によって、通信機能の制限や途絶が発生し、正確な情報を迅速に伝えられなくなったり、誤った情報の拡散や、個人情報漏えいなどのリスクに備えるものです。

個別施策分野		6 交通・道路 【主に関係する課】総務課、企画財政課、産業観光課、建設課	
【推進方針】			対応する リスクシナリオ
■鉄道施設の安全管理対策の促進			1-3)、3-1)
■防災ヘリコプター等の活用			1-4)、7-1)
■除雪対策の推進 再掲：住宅・都市/住環境			2-1)、3-1)
■道路施設の老朽化対策の推進 再掲：老朽化対策			3-1)、5-1)、6-1)、 8-1)
■交通ネットワークの確保			3-2)
■観光客等の帰宅困難者対策			2-1)、3-2)
■農道・林道施設の長寿命化対策の推進 再掲：老朽化対策			3-2)、3-3)
目標指標（重要業績評価指標）		現状値	目標値
町道舗装率		(R2) 41.3%	(R8) 44.5%
			担当課
			建設課

建築物の倒壊等が発生して道路・線路が閉塞し、交通ネットワークが遮断されたり、大雪による積雪や凍結による道路・線路の閉塞、また、洪水や浸水によって橋梁など通行ができない事態が長期間発生するなどのリスクに備えるものです。

個別施策分野		7 農業・林業 【主に関係する課】産業観光課	
【推進方針】			対応する リスクシナリオ
■農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進 再掲：老朽化対策			5-3)
■農業生産基盤の確保			6-1)、8-2)
■木材等生産機能の確保			6-1)、8-2)
■里山平地林整備の推進			6-1)
目標指標（重要業績評価指標）		現状値	目標値
新規就農事業者数（累計）		(R2) 1事業者	(R8) 2事業者
認定農業者数		(R2) 28人	(R8) 28人
			担当課
			産業観光課
			産業観光課

土砂災害による農地の流出や浸食・冠水等により、農作物が収穫できなくなったり、農業用施設の損壊等による農業生産力の大幅な低下の発生に備えるものです。また、健全な森林資源の維持増進が不可能になり森林の有する防災機能や生産機能が著しく低下するなどのリスクに備えるものです。

個別施策分野	8 ライフライン 【主に関係する課】総務課、町民課	
	【推進方針】	対応する リスクシナリオ
■上下水道施設等の機能維持の推進	再掲：老朽化対策	2-3)
■上水道機能の維持の促進	再掲：老朽化対策	5-3)
■災害用貯水槽の整備及び更新		5-3)、7-3)
■下水道の業務継続計画の推進		5-4)
■し尿処理事業の広域化の推進	再掲：老朽化対策	5-4)
■合併処理浄化槽への転換の促進		5-4)

皆野浄水場、長瀬浄化センター、中継ポンプ場等の設備が被災し、水道水の供給や下水道が処理できず衛生状況が悪化したり、水道施設が損傷することで水処理機能や送水機能が喪失し、長期にわたって送水できなくなるなどのリスクに備えるものです。

横断的分野	9 地域づくり・リスクコミュニケーション 【主に関係する課】全課	
	【推進方針】	対応する リスクシナリオ
■地域防災力の強化	再掲：行政機能	1-1)、1-2)、1-4)、 2-1)、3-3)、5-5)、 7-1)、8-4)
■災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備		5-5)、8-4)
■被災建築物応急危険度判定士等の確保		7-2)
■浸水対策の推進	再掲：住宅・都市/住環境	1-2)、8-2)、8-3)
■避難行動要支援者等への支援	再掲：保健医療・福祉	1-1)、1-2)、1-4)、 2-1)、3-4)
■孤立危険性のある集落との通信手段の確保	再掲：情報通信	3-3)
■復旧・復興に資する人員体制の強化		8-3)
■建設産業への労働者の確保	再掲：産業/エネルギー	8-4)

災害により、多数の死者・負傷者が発生し、避難所等での災害ボランティアなど地域活動の担い手不足や復旧を担う人材不足によって、必要な復旧工事が大幅に遅れるなどのリスクに備えるものです。

横断的分野	10 老朽化対策 【主に関係する課】全課	
【推進方針】	対応する リスクシナリオ	
■災害時の活動拠点となる施設等の耐震化の推進 再掲：行政機能	1-1)、4-1)、8-2)	
■公共施設の計画的な老朽化対策の推進 再掲：行政機能	1-1)、8-2)	
■上下水道施設等の機能維持の推進 再掲：ライフライン	2-3)	
■道路施設の老朽化対策の推進 再掲：交通・道路	3-1)、5-1)、6-1)、8-1)	
■農道・林道施設の長寿命化対策の推進 再掲：交通・道路	3-2)、3-3)	
■上水道機能の維持の促進 再掲：ライフライン	5-3)	
■農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進 再掲：農業・林業	5-3)	
■し尿処理事業の広域化の推進 再掲：ライフライン	5-4)	

災害の発生により、老朽化した建築物の倒壊や火災によって多くの人が建物等の下敷きになってしまったり、町内の基盤インフラの崩壊や施設の老朽化やメンテナンス不足、浸水による機能不全で崩壊寸前となり、復旧・復興なども大幅に遅れるなどのリスクに備えるものです。

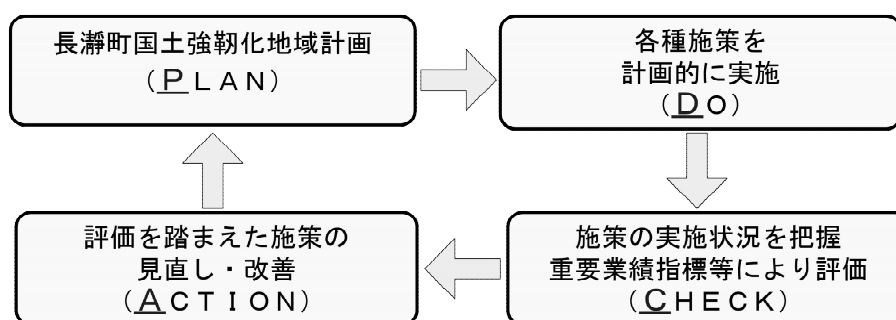


4 計画の推進と進行管理

(1) 地域強靱化に向けた計画の進捗管理

- ◆この計画の推進にあたっては、関係する町担当課を中心に、国や県との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などP D C Aサイクルを通じて継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていきます。
- ◆具体的な個別事業については、毎年度「長瀬町国土強靱化地域計画事業一覧」を見直していきます。

■計画の進行管理（P D C Aサイクル）



(2) 持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた施策の推進

- ◆持続可能な開発目標 (SDGs) とは、誰一人取り残すことのない持続可能な世界を2030年までに実現するための国際目標です。
- ◆本計画に掲げる施策推進方策は、町の将来像である「はつらつ長瀬」の実現に資するものであり、町民や地域、関係機関との協働によるまちづくりによって、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえて、本町の強靱化に向けて取り組むものです。



長瀨町国土強靱化地域計画

【概要版】

発行／令和4年3月

編集・発行／長瀨町総務課

埼玉県秩父郡長瀨町大字本野上 1035 番地 1

電話0494（66）3111（代表）